



参考－５

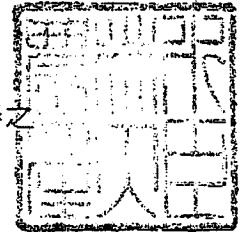
１６消安第１６０９号

平成１６年５月２８日

農林物資規格調査会

会長 沖谷 明紘 殿

農林水産大臣 亀井 善之



日本農林規格の見直しについて（諮問）

下記の日本農林規格を見直しする必要があるので、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和２５年法律第１７５号）第９条の２の規定に基づき、貴調査会の意見を求める。

記

- １ 電柱用素材の日本農林規格（昭和２６年５月２８日農林省告示第１９１号）
- ② 押角の日本農林規格（昭和３５年１２月１日農林省告示第１２０４号）
- ３ 耳付き材の日本農林規格（昭和３５年１２月１日農林省告示第１２０５号）
- ４ 鯨野菜煮かん詰の日本農林規格（昭和３６年１月２０日農林省告示第３８号）
- ５ まぐろ野菜煮かん詰及びかつお野菜煮かん詰の日本農林規格（昭和３６年５月２０日農林省告示第４９３号）
- ６ 水産物野菜煮缶詰及び水産物調理缶詰の日本農林規格（昭和３８年６月１５日農林省告示第８０２号）
- ７ 特種かん詰の日本農林規格（昭和３８年６月１５日農林省告示第８０５号）
- ８ まくら木の日本農林規格（昭和４１年４月１８日農林省告示第５３９号）
- ９ 素材の日本農林規格（昭和４２年１２月８日農林省告示第１８４１号）
- １０ 特殊包装かまぼこ類の日本農林規格（昭和４９年１０月３１日農林省告示第

1008号)

- 11 調理食品缶詰及び調理食品瓶詰の日本農林規格（昭和60年4月20日農林水産省告示第532号）
- 12 風味かまぼこの日本農林規格（平成2年5月31日農林水産省告示第700号）
- 13 煮干魚類及び煮干魚類粉末の日本農林規格（平成6年8月9日農林水産省告示第1132号）
- 14 農産物漬物の日本農林規格（平成8年6月4日農林水産省告示第860号）

○押角の日本農林規格

〔昭和三十三年十二月一日
農林省告示第千二百四号〕

〔この告示は、昭和四十五年五月二三日法律第九二号（農林物資規格法の一部を改正する法律）附則二項により、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律七条一項の規定により制定された日本農林規格とみなされる。〕

沿革 昭和三十六年 六月一五号外 農林省告示第六二二号（第一次改正）

昭和四〇年 三月二六日 農林省告示第四〇七号（第二次改正）

昭和四二年二月 八日号外 農林省告示第一八四二号（製材の日本農林規格附則二項による改正）

昭和四七年一〇月一四日号外 農林省告示第一八九二号（製材の日本農林規格附則五項による改正）

平成 八年 七月一一日号外 農林省告示第一〇八六号（広葉樹製材の日本農林規格附則六項による改正）

農林物資規格法（昭和二十五年法律第七十五号）第八条第二項

〔現行Ⅱ農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律七条一項Ⅱ昭和四五年五月法律九二号により改正〕の規定に基づき、押角の日本農林規格を次のように定め、昭和三十六年一月一日から施行する。

押角の日本農林規格

（定義）

第一条 この規格において「押角」とは、次の各号の一に該当する

第十六編 農林 第九章 農林物資規格 押角の日本農林規格

針葉樹の製材をいう。

一 丸身が六〇パーセントをこえるか、又は一角における丸身が四〇パーセントをこえる正割り又は正角

二 各材面において材の長さ五〇パーセント以上の部分にわたつてひき面があるひき割り類又はひき角類で、四材面にひき面がある部分における横断面の辺の欠を補った形が正方形のもの

2 この規格において「ひき割り類」とは、厚さが七・五センチメートル未満で幅が厚さの四倍未満のものをいい、「正割り」とは、ひき割り類のうち横断面が正方形のものをいう。

3 この規格において「ひき角類」とは、厚さ及び幅が七・五センチメートル以上のものをいい、「正角」とは、ひき角類のうち横断面が正方形のものをいう。

本条…一部改正（昭和四〇年三月農林省告示四〇七号）、二・三項…追加（平成八年七月農水省一〇八六号）

（規格）

第二条 押角の規格は、次のとおりとする。

事項	等級	
	一	二
ひき面	ひき面が材の全長にわたつてある材面が一以上あるもの	制限しない

丸身	正割り又は正角	材の長さの中央において四〇パーセント以下のもの	材の長さの中央において六〇パーセント以下のもの
	その他のもの	材の長さの三〇パーセント以上の部分において四〇パーセント以下のもの	材の長さの三〇パーセント以上の部分において六〇パーセント以下のもの
最小横断面の面積と呼称横断面積との比		五〇パーセント以上のもの	制限しない。
その他の欠点		顯著でないもの	上記の限度をこえて存するもの

(注)

(1) 丸身の百分率は、その存する部分の最小横断面における辺の欠を補った方形の四辺の合計に対する辺の欠の合計の割合による。ただし、一角における百分率は、その方形の辺の合計に対する一角における辺の欠の合計の最大のもの割合による。

(2) 呼称横断面積は、四材面にひき面がある部分における横

断面の辺の欠を補った正方形の面積とする。

本条：一部改正（平成八年七月農水省一〇八六号）

（標準寸法）

第三条 押角の標準寸法は、別表のとおりとする。

（広葉樹製材の日本農林規格の準用）

第四条 押角については、前三条に規定するもののほか、広葉樹製材の日本農林規格（平成八年七月十一日農林水産省告示第千八百六号）の規定を準用する。

見出・本条：一部改正（昭和四十二年二月農林省一八四二号）、本条：一部改正（昭和四十七年一〇月農林省一八九二号）、見出・本条：一部改正（平成八年七月農水省一〇八六号）

別表〔第3条〕

一辺の長さ (cm)	材 の 長 さ (m)								
6.0	(1.8)	2.0	(2.7)	3.0	3.3	(3.65)	(3.8)	(4.0)	4.3
(7.5)	(1.8)	(2.0)	(2.7)	(3.0)	(3.3)	(3.65)	(3.8)	(4.0)	4.3
8.0	(1.8)	2.0	2.7	3.0	3.3	(3.65)	(3.8)	(4.0)	4.3
9.0	(1.8)	2.0	2.7	3.0	3.3	(3.65)	(3.8)	(4.0)	4.3
10.0	(1.8)	2.0	2.7	3.0	3.3	(3.65)	(3.8)	(4.0)	4.3
(10.5)	(1.8)	(2.0)	(2.7)	(3.0)	(3.3)	(3.65)	(3.8)	(4.0)	4.3
11.0	(1.8)	2.0	2.7	3.0	3.3	(3.65)	(3.8)	(4.0)	4.3
12.0	(1.8)	2.0	2.7	3.0	3.3	(3.65)	(3.8)	(4.0)	4.3

(注) 1 一辺の長さは材、四材面にひき面がある部分における辺の欠を補つた正
方形による。

2 () 内の長さは、昭和41年3月31日までの標準寸法とする。

3 寸法の許容限度は、次のとおりとする。

種 類	寸法の過不足	+	-
一 辺 の 長 さ(cm)		制限しない。	0.1未満
材 の 長 さ(cm)		制限しない。	0

本表…全部改正〔昭和36年6月農林省621号〕

※〔法規六二二〕⑩

前 文〔抄〕〔昭和三十六年六月一五日農林省告示第六二二号〕

昭和三十六年七月十五日から施行する。

前 文〔抄〕〔昭和四〇年三月二六日農林省告示第四〇七号〕

昭和四十年五月一日から施行する。

附 則〔昭和四二年二月八日農林省告示第一八四二号抄〕

1 この告示は、昭和四十三年一月十日から施行する。

附 則〔昭和四七年一〇月一四日農林省告示第一八九二号抄〕

1 この告示は、昭和四十七年十一月十四日から施行する。

12 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に

より格付けを行なう製材の格付けについては、昭和四十八年三月

三十一日までは、なお従前の例によることができる。